

合併前に定められた紫雲寺地区、加治川地区の分担金

□紫雲寺地区の状況算定方式＝(総事業費－国県補助金、起債)÷受益者数

負担区・受益者分担金	区 域 名	賦課年度
紫雲寺第1負担区(公共) (300,000 円/戸)	人橋、二ツ山、河岸場、真野原外	平成 17 年度 ～
紫雲寺第2負担区(特環) (300,000 円/戸)	下古田、下真中、本真中、上真中、福富、下中沢 稲荷岡(一)(二)(三)の一部	平成 18 年度 ～

□加治川地区の状況算定方式＝(単独事業費のうち末端管渠事業費×40%)÷受益者

負担区・受益者負担金	区 域 名	賦課年度
加治川第1負担区(特環) (200,000 円/戸)	中俵、相馬、上金塚、下金塚、岡島、駅前、戸野港、大野	平成 13 年度 ～
加治川第2負担区(特環) (200,000 円/戸)	小島、湖南、光陽、桜ヶ丘、朝日団地	平成 13 年度 ～

農業集落排水事業で整備した後、公共下水道へ移行した地区の分担金

□大島負担区の状況算定方式＝(総事業費－国県補助金、起債)÷受益者数

□その他の負担区の状況算定方式＝(毎事業年度に要する工事費×6%)÷受益者数

負担区・受益者分担金	区 域 名	賦課年度
紫雲寺大島負担区(特環) (204,900 円/戸)	南成田、住吉、長者館の一部、稲荷岡の一部、中島の一部、 大中島の一部、高島の一部、片桐の一部、湖南の一部	平成 24 年度 ～
加治川住田負担区(特環) (200,000 円/戸)	下山田、住田の一部、箱岩、横岡の一部、平山の一部、西蒲の一部、下 西山の一部	平成 28 年度 7 月～
豊浦福島負担区(公共) (228,320 円/戸)	福島、乗廻、中ノ目新田、三ツ樹、鳥穴の一部、砂山の一部	平成 29 年度 7 月～
新発田上中山負担区(特環) (251,400 円/戸)	上中山の一部	平成 30 年度 7 月～
新発田米倉負担区(公共) (135,490 円/戸)	米倉、大槻	令和元年度 8 月～
新発田荒川負担区(特環) (254,140 円/戸)	荒川	令和 3 年度 8 月～
新発田内竹負担区(公共) (339,430 円/戸)	下内竹の一部、上内竹の一部、下新保の一部、上新保、古寺の一部、 丑首、江口	令和4年度 10 月～
新発田松浦負担区(公共) (308,550 円/戸)	松岡、法正橋、浦、浦新田、八幡、八幡新田、小友、大崎、六日町	令和 5 年度 8 月～